

いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うための教育活動等

※5…生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るための組織(学校、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生児童委員、保護者代表等)

必要に応じて保護者説明会等実施

【重大事態の調査組織を設置】

・学校、教育委員会、弁護士、SSW、SC、当該いじめ事案の関係者又は特別の利害関係を有しない第三者等で構成

【事実関係を明確にするための調査を実施】

【いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供】

【調査結果を学校の設置者に報告】

【調査結果を踏まえた必要な措置】

【生徒へのいじめの防止等に関する指導内容等】

【八王子市全体での取組】「いじめ相談窓口」の設置(八王子市役所 3階 総合経営部内)、はちおうじっ子サミット 等

【教職員のいじめの防止等に関する資質の向上等】

どの子にも! どの学校でも! いじめ起こる! 鍵中は、これを心に留めて、常に対応する!

いじめの対応【流れ】

【情報収集について】

事実関係の実態収集、把握及び究明 関係生徒、周囲の生徒等からの聞き取り等

いじめの重大事態への対応【定義等含】

いじめ防止対策推進法 第28条

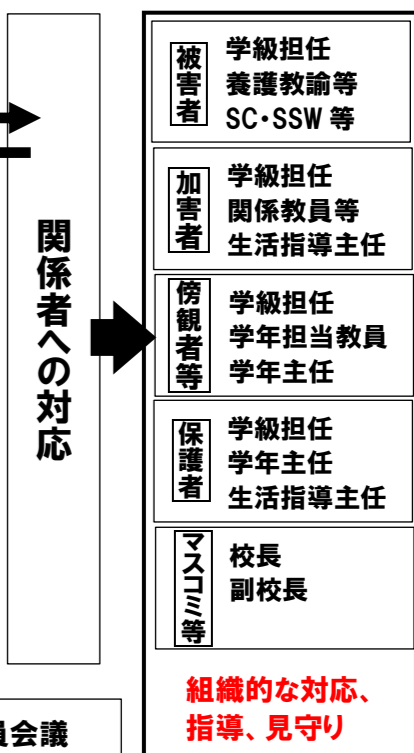
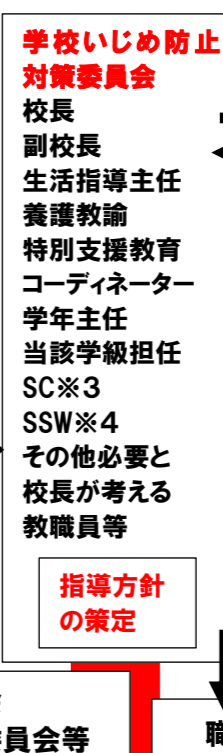
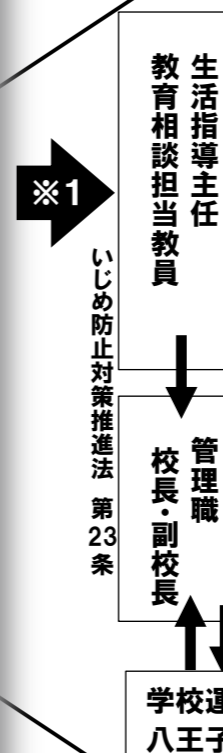
【重大事態の定義】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

教育委員会 ※2 学校サポートチーム※5等と連携



いじめの認知(気になる…を重視する!)



【八王子市独自の取組】週28単位時間の教育活動を活用したいじめ防止対策の流れ

Table with 7 columns representing days of the week (Sun to Sat) and rows detailing specific anti-bullying activities and response procedures for each day.

【いじめが解消とする定義】

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・経過観察等のための情報共有及び対応等の定期的な体制

※全体構想図は、八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針及び鍵水中学校 いじめの防止等に関する基本的な方針「しない させない 見逃さない」を踏まえて作成しております。

